

# 退職一時金の返還について

現在は、国民全員が60歳までの間、いずれかの年金制度に加入しなければならないため、年金受給権は必ず発生する制度となっていますが、過去の年金制度には、年金加入期間が足りず年金受給権を満たさない場合に対して、退職一時金を支給することがありました。

そこで、退職一時金制度とその当時に退職一時金を受給された場合の取り扱いなどを説明します。

## 退職一時金とは

昭和37年11月以前までは、地方公務員の年金制度は、吏員や雇用人といった職名によってそれぞれ分立していましたので、早期に退職して年金加入期間が足りずに年金受給権を満たさない場合、または、実際に退職していなくても、昇格などによって、異なる年金制度に加入することとなった場合には、相互の年金制度が通算されなかったため、それぞれの年金加入期間における掛金を清算する方法として、退職一時金を支給していました。

次に、昭和36年4月1日から国民年金制度が施行され、原則として国民が何らかの年金制度に加入することができることとなり、また、同時に通算年金通則法が制定されたことにより、単独の年金制度で一定の加入期間（25年）を満たさなくても、各年金制度の加入期間を合計して受給資格年数を満たせば年金の受給権が発生することとなりましたが、昭和37年12月1日から昭和54年12月31日までの地方公務員等共済組合法においては、通算措置は適用しながらも年金受給資格年限以下の場合には、申し出によって一時金として清算する制度が存続していました。以下に一時金の主なものを掲載します。

- (1) 昭和60年改正前の地方公務員等共済組合法による退職一時金
- (2) 昭和54年改正前の公共企業体職員等共済組合法第54条の規定による退職一時金
- (3) 年金条例や恩給組合法による退職給与金
- (4) 共済条例の退職一時金

- (5) 旧市町村共済法の退職一時金
- (6) 国の旧法（昭和34年改正前の国家公務員共済組合法）の退職一時金

## 昭和36年から昭和54年までの退職一時金

退職一時金の制度は昭和54年12月31日まで存続していましたので、それまでに公務員を退職し、その時点で年金加入期間が足りずに年金権が発生しない方は、退職一時金を全額受け取って年金加入期間を「清算」する方法と、全額受け取らずに将来年金として受給するため、一部または全部を残しておく「原資控除」という方法を本人が選ぶことができました。

### 原資控除とは？

年金受給資格年限（一般的に退職年金は20年必要でした）未滿で退職した場合には、先ず、全額精算する場合の退職一時金を計算し、その支給すべき金額から将来の年金の原資を控除していました。このため、退職一時金額が、原資控除すべき金額よりも多い場合には、その差額を組合員に支給することとなりました。この期間は、将来的には他の期間と通算して年金の受給資格を得ることのできる期間ですが、原資控除後の差額として支給された一時金については、年金受給権発生に伴い共済組合に返還することになります。また、昭和55年1月1日に退職一時金制度が廃止され、それ以降の退職の方は必ず年金の原資は全額を将来の年金受給のために残しておくこととなりましたので、前記の差額としての一時的な廃止されています。



## 退職一時金を受給した期間の 取り扱いについて

原資控除した場合の差额的な一時金を受給した場合を除いて、退職一時金とは、生命保険でいえば解約したことで同じですから、将来において当該期間の年金を受け取ることはできません。

ただし、特例として全額退職一時金を受給し、年金加入期間を清算している方でも、公務員として再就職し、清算した期間と再就職した期間を合わせて20年以上となる方は、清算している期間も年金算定期間に含めることとされています。

なお、一時金として清算された期間は、いわば掛金の納められていないカラの期間になっていますから、年金請求時において、この一時金について、次の項に示すように共済組合に返還をしなければならぬこととされています。

## 退職一時金の返還について

昭和54年12月31日までに退職し、退職一時金を一部だけ受給している方や、清算しているが公務員に再就職し合計20年以上公務員期間を有している方が、その後年金を受ける権利を有することになった場合には、すでに受け取っている退職一時金に利息をあわせた金額を返還していただく必要があります。

利息については、その支給を受けた退職一時金の額にその支給を受けた日の属する翌月から

退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月まで、別表の期間に応じた同表の右欄に掲げる率の複利計算による利子を加えた額を返還していただくこととなります。なお、遺族共済年金の受給権者についても、死亡した方が返還すべきであった金額（既に返還された金額を除きます。）を返還しなければならぬこととされています。

別表 既給一時金を返還する場合の期間及び利子の利率

| 期 間                           | 利率(%/年) |
|-------------------------------|---------|
| 支給を受けた日の属する月の翌月から平成13年3月までの期間 | 5.5     |
| 平成13年4月から平成17年3月までの期間         | 4.0     |
| 平成17年4月から平成18年3月までの期間         | 1.6     |
| 平成18年4月から平成19年3月までの期間         | 2.3     |
| 平成19年4月から平成20年3月までの期間         | 2.6     |
| 平成20年4月から平成21年3月までの期間         | 3.0     |
| 平成21年4月以降の期間                  | 3.2     |

## 返還方法について

退職一時金に利息をあわせた金額の返還方法については、基本的には退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から1年以内に、一括に又は分割して返還していただくこととなります。

ただし、返還すべき金額を退職共済年金又は障害共済年金の支給額から返還することの申し出（同請求書に「一時金返還申出書」欄があります。）を提出することにより、支給する年金額から、その1回に支給される額の2分の1を返還することになる金額に達するまで、順次調整していく方法も選択できます。

## 昭和61年3月31日までに 発生した年金の取扱いについて

昭和61年3月31日までに発生した、改正前の法律による退職年金等については、前述の一時金の基礎となった期間がある場合には、額の算定上で、一部分をカットして年金を決定していました。このため、昭和61年4月1日以降の取扱いについては、原則として一時金を前述と同様の計算によって利子を加えた形で返還することになりましたが、年金受給中に一部カットされた年金額を受けていたことから、昭和61年3月31日までに年金を受け取った期間に応じて返還すべき金額を通減する制度が定められています。